

四国圏広域地方計画協議会 規則

(設置)

第1条 國土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第10条
第1項に基づき四国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 協議会の組織・運営に関する事項
- 二 広域地方計画及びその実施に関する必要な事項
- 三 その他の必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、法第10条第3項の規定に基づき、別表に掲げる者を構成員として組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長が構成員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 構成員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(協議会の公開)

第6条 協議会の会議については、公開とする。

- 2 協議会の会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

(協議結果の尊重)

第7条 協議会において協議が調った事項については、法第10条第6項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第8条 協議会の下に「四国圏広域地方計画協議会幹事会」（以下「幹事会」という。）

を設置する。

2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実務的な調査・調整を行う。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、四国圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事の手続、協議会の運営に関し必要な事項は、四国圏広域地方計画協議会運営要領で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

警察庁四国管区警察局長
総務省四国総合通信局長
財務省四国財務局長
厚生労働省中国四国厚生局長
農林水産省中国四国農政局長
〃 林野庁四国森林管理局長
経済産業省中国経済産業局長
〃 四国経済産業局長
国土交通省四国地方整備局長
〃 四国運輸局長
〃 大阪航空局長
〃 気象庁大阪管区気象台長
〃 海上保安庁第五管区海上保安本部長
〃 海上保安庁第六管区海上保安本部長
環境省中国四国地方環境事務所長
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
徳島県市長会長
徳島県町村会長
香川県市長会長
香川県町村会長
愛媛県市長会長
愛媛県町村会長
高知県市長会長
高知県町村会長
四国経済連合会長
四国商工会議所連合会長